

地域医療構想調整会議の開催について

1 開催経緯

厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」において、新たな病床の整備（移転を含む）又は開設者の変更を行う医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、開設許可を待たずに、地域医療構想調整会議への出席を求めることとされています。

今回、医療法人応篤会が、①その運営する奈良東九条病院を移転させる予定であること、②稲田病院の開設者を同法人に変更し、移転させる予定であることを把握したため、奈良構想区域地域医療構想調整会議を開催し、同法人に出席を求めて、次の事項を説明させるものです。

2 通知で求められている説明事項

(1) 新たに病床を整備する場合（移転の場合を含む）

ア 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性

イ 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量の関係性

ウ 当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等

(2) 開設者を変更する場合

当該構想区域において今後担う役割や機能

3 病床過剰地域における病床の整備について

現在、奈良医療圏は既存病床数が基準病床数を上回る「病床過剰地域」になっています。都道府県知事は、病院の管理者に対し、病床過剰地域の病床数の増加に関し勧告をすることができるとされています。（医療法第30条の11）

しかし、勧告の例外として、開設者に変更がある場合であってもその前後で病床の種類ごとの病床数が増加しないときや、医療機関が移転をする場合であってもその前後で医療圏内の療養病床及び一般病床の数、精神病床、感染病床、結核病床の病床数が増加しないときは、勧告を行わないこととされています。（厚生労働省医政局長通知「医療計画について」）

なお、ここでいう病床の種類とは、精神病床、感染病床、結核病床、療養病床、一般病床のことを指します。（医療法第7条第2項）